

学校における新型コロナウイルス感染症に対する対応について

令和2年2月27日
沖縄県教育委員会教育長決定

令和2年2月25日付けで、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の4(3)イ)②の規定に基づき、文部科学省から示された「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第2報)(令和2年2月25日時点)」の実施等にあたっての標準的な取り扱いを以下のとおり示す。

なお、本取扱いは標準的な例を示すもので、これによりがたい場合や定めがない場合には、児童生徒等の症状や学校施設の状況等を総合的に判断することとし、適宜、関係機関へ情報を共有するとともに、対応を協議すること。

(全児童生徒等に対する健康観察の徹底)

1 健康観察の徹底について

学校においては、家庭との連携により、在籍する児童生徒等に対し、登校前及び帰宅後の検温と健康状態の確認を行うよう指導する。

家庭での健康観察にあたっては、健康観察シート(別紙2)を活用すること。

(発熱等の症状がある児童生徒等への対応)

2 児童生徒等に発熱や咳などの風邪の症状がある場合

児童生徒等に、発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは自宅で休養させることを徹底する。

その場合には、出席停止扱いとし、欠席とはならない。

(児童生徒等本人が感染した場合)

3 感染した児童生徒等が、発熱や咳などの症状がある状態で登校していた場合

(1) 学校の全部を臨時休業(休校)とする。

(2) 期間は、感染者が最後に登校した日の翌日から2週間とする。

ただし、状況により期間が延長する場合もある。

(例) 登校後、発熱や咳などの症状が出て早退した場合